

1

療養(補償)給付とは

「療養(補償)給付」とは、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかるて療養を必要とする場合に支給されるものです。具体的には、労災指定病院等で診察や薬剤の支給等政府が必要と認めるあらゆる医学的措置を無料で受けられる現物給付及び労災指定病院以外の病院等で療養した場合に、その療養に要した費用を支給する現金給付をいいます。

また、給付は傷病が「治ゆ」(症状固定)し、療養を必要としなくなるまで行われます。

2

障害(補償)給付とは

障害(補償)給付とは、傷病が「治ゆ」(症状固定)と認められたときに、疼痛・知覚異常や運動麻痺などの神経症状、器質的障害、機能障害等の障害が残ることがあります。これらの障害が障害等級表に掲げられている障害に該当すると認められる場合に、その程度に応じて支給される現金給付をいいます。給付の方法としては、年金給付と一時金給付の2通りありますが、障害の程度が重いとき(第1級～第7級)には年金が、障害の程度が軽いとき(第8級～第14級)には一時金が、それぞれ障害の程度に応じて支給されます。

3

「再発」とは

傷病が一旦症状固定と認められた後において、再び発症し、次のいずれの要件も満たす場合には「再発」として再び療養(補償)給付を受けることができます。

- (1) その症状の悪化が当初の業務上又は通勤による傷病と相当因果関係があると認められること
- (2) 症状固定の時の状態からみて明らかに症状が悪化していること
- (3) 療養を行えば、その症状の改善が期待できると医学的に認められること

4

「アフターケア」とは

アフターケアとは、労災保険の労働福祉事業の一環として、被災労働者の労働能力の維持・回復を図り、円滑な社会生活への復帰を援助するものです。

具体的には、傷病の特質から「治ゆ」（症状固定）後においても後遺症状に動搖をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させる恐れがあるせき肺損傷、頭頸部外傷症候群等、慢性肝炎等の傷病に罹患した方に対して予防その他保健上の措置として診察、保健指導、保健のための薬剤の支給等を行うものです。

このアフターケアは、都道府県労働局長が交付する「健康管理手帳」を労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター及び労災指定医療機関に提示することにより受けることができます。

なお、アフターケアの対象となる方は次表のとおりです。

対象傷病	対象者
せき肺損傷	せき肺損傷者であって、原則として障害等級第3級以上の障害（補償）給付を受けている者又は受けと見込まれる者
頭頸部外傷症候群等	頭頸部外傷症候群、頸肩腕症候群、一酸化炭素中毒症（炭鉱災害によるものを除く。）、外傷による脳の器質的損傷、腰痛、減王症の傷病に罹患した者であって、原則として障害等級第9級以上の障害（補償）給付を受けている者又は受けと見込まれる者
尿道狭窄	尿道断裂、骨盤骨折等により尿道狭窄の障害を残す者であって、障害（補償）給付を受けている者又は受けと見込まれる者
慢性肝炎	ウイルス肝炎に罹患し、慢性肝炎となり、治療により肝機能検査値が改善し、安定した状態が6ヶ月以上続いた者
白内障等の眼疾患	白内障、緑内障、網膜剥離等の傷病者であって、原則として障害（補償）給付を受けている者又は受けと見込まれる者
振動障害	振動障害者であって、障害補償給付を受けている者又は受けと見込まれる者
大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折	大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折の傷病者であって、原則として障害（補償）給付を受けている者又は受けと見込まれる者

対象傷病	対象者
人工関節・人工骨頭置換	人工関節又は人工骨頭を置換した者であって、障害（補償）給付を受けている者又は受けと見込まれる者
慢性化膿性骨髄炎	骨折等により化膿性骨髄炎を併発し、引き続き慢性化膿性骨髄炎に移行した者であって、障害（補償）給付を受けている者又は受けと見込まれる者
虚血性心疾患等	虚血性心疾患等に罹患した者であって、原則として障害等級第9級以上の障害補償給付を受けている者又は受けと見込まれる者
尿路系腫瘍	尿路系腫瘍に罹患し、療養補償給付を受けていた者であって、その症状が固定したと認められる者
脳血管疾患	脳血管疾患に罹患し、脳の血管性病変に由来する器質的損傷による後遺症が残存した者であって、原則として障害等級第9級以上の障害補償給付を受けている者又は受けと見込まれる者
有機溶剤中毒等	有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒症を除く。）により脳に器質的損傷が出現した者であって、原則として障害等級第9級以上の障害（補償）給付を受けている者又は受けと見込まれる者
外傷による末梢神経損傷	外傷により末梢神経を損傷し症状固定後もRSDの激しい疼痛が残存する者であって、障害等級第12級以上の障害（補償）給付を受けている者又は受けと見込まれる者
熱傷の傷病者	熱傷の傷病者であって、障害等級第12級以上の障害（補償）給付を受けている者又は受けと見込まれる者
サリシン中毒	サリシン中毒により療養（補償）給付を受けていた者であって、治ゆ後に視覚障害や心的外傷後ストレス障害等が残存する者
精神障害	業務による心理的負荷を原因とした精神障害により療養補償給付を受けていた者であって、治ゆ後に気分の障害や意欲の障害等が残存する者

この記載内容又は詳細につきましてご不明の点がありましたら、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。

掲載日